

令和3年

第1回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第1号

2月2日(火曜日) 南多摩斎場待合室212、213号室

出席議員(10名)

1番	相澤耕太	2番	鈴木勇次
3番	佐々木智子	4番	佐藤伸一郎
5番	きりき優	6番	渡辺しんじ
7番	池田英司	8番	田島きく子
9番	島田広則	10番	池田利恵

出席説明員

管理者	石阪丈一	副管理者	石森孝志
副管理者	阿部裕行	副管理者	高橋勝浩
副管理者	大坪冬彦	監査委員	石田等
会計管理者	小田島一生		
八王子市		町田市	
市民部長	平野三津雄	市民部長	樋口真央
多摩市		稲城市	
くらしと文化部長	須田雄次郎	市民部長	小林卓美
日野市			
環境共生部長	小笠俊樹		

出席事務局職員

事務局長	宮崎慶三	主査	三森威典
主査	大野達司	速記士	波多野夏香

2月2日(火) 議事日程

午後2時開議

- | | |
|----|----------------------------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |
| 第5 | 第1号議案 令和2年度(2020年度)南多摩斎場組合会計補正予算(第2号) |
| 第6 | 第2号議案 令和3年度(2021年度)南多摩斎場組合会計予算 |
| 第7 | 行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について |

会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午後1時55分 開会

○議長（相澤耕太） これより令和3年（2021年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○日程第1
会議録署名議員の指名

○議長（相澤耕太） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩斎場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

6番 渡辺しんじ議員

7番 池田 英司議員

○日程第2
会期の決定

○議長（相澤耕太） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決しました。

○日程第3
諸報告

○議長（相澤耕太） 日程第3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご報告申し上げます。

令和3年1月13日、管理者から令和3年（2021年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を2月2日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の議案3件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知と併せてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条

の規定により、管理者に出席要求いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（相澤耕太） 事務局長の報告は終わりました。

○日程第4
報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（相澤耕太） 日程第4、報告第1号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 報告第1号 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和2年11月30日に専決処分させていただいたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） ご説明申し上げます。

本条例につきましては、管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が令和2年11月30日に条例改正を行いましたので、同日、同じ内容で改正したものです。

内容につきましては、期末手当の支給率について、東京都人事委員会勧告を参考にして、支給月数を0.1月分引き下げ、期末手当と勤勉手当を合わせた年間支給月数を現行の4.65月分から4.55月分に引き下げるものでございます。

説明は以上です。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたし

ます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第1号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本件は承認されました。



○日程第5

第1号議案 令和2年度（2020年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）

○議長（相澤耕太） 日程第5、第1号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） それでは、第1号議案 令和2年度（2020年度）南多摩斎場組合会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,211万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,137万円とするものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、ご説明申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

第1表及び歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして概要をご説明申し上げます。

先ほど管理者が申し上げたとおり、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ6,211万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,137万円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

順番が逆で申し訳ございませんが、第4款、繰越金から説明させていただきます。

第4款、繰越金1,460万4,000円の増額は、令和元年度からの繰越金の確定によるものでございます。

繰越金の確定及び歳出の減額により、上の第1款、分担金及び負担金を7,361万3,000円減額し、1億4,728万7,000円とするものでございます。各組織市負担金の内訳は説明欄のとおりでございます。こちらは円単位で表記させていただいております。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

第2款、総務費1,504万4,000円の減額は、派遣職員の交代に伴う職員手当等及び共済費の減額、及び契約内容見直し等による委託料の減額等によるものでございます。

第3款、衛生費4,706万7,000円の減額は、燃料費や光熱水費の減額、及び火葬業務委託契約差金の減額によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第1号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。



○日程第6

第2号議案 令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合会計予算

○議長（相澤耕太） 日程第6、第2号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、第2号議案 令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合会計予算につきましてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,043万2,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、組織市からの負担金、組織市住民以外の方の火葬室使用料及び式場使用料などの斎場使用料でございます。

歳出につきましては、火葬や式場に関わる所要の経費、施設の維持管理経費、人件費などを計上いたしました。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、ご説明申し上げます。

予算書の4ページ、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、概要を説明いたします。

先ほど管理者が申し上げたとおり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億2,043万2,000円でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございます。

第1款、分担金及び負担金、項の1、負担金、目の1、負担金につきましては、組織市負担金として2億2,090万円を計上させていただきました。各組織市負担金の内訳は、7ページの説明欄のとおりでございます。

こちらは、各市の予算との関係から円単位で表記しております。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

第2款、使用料及び手数料でございます。

項の1、使用料、目の1、斎場使用料9,862万6,000円につきましては、説明欄にございますように、組織市住民以外の方の火葬室使用料2,630万円、式場使用料6,865万円、霊安室使用料367万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

これらの金額につきましては、前回の議会でご報告させていただきました令和3年度（2021年度）南多摩斎場組合事業運営計画に基づき算出したものでございます。

同項、目の2、総務使用料63万7,000円は、売店使用料などの行政財産使用料でございます。

第5款、諸収入、項の1、預金利子、目の1、預金利子1,000円は、組合会計口座等の預金利子でございます。

同款、項の2、雑入、目の1、雑入26万6,000円は、空きビン売却料などでございます。

以上が歳入です。

続きまして、歳出予算をご説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。

第1款、議会費、項の1、議会費、目の1、議会費でございます。

節の1、報酬212万4,000円は、議長、副議長、議員に対する報酬でございます。

節の9、交際費3万円は、正副管理者、議員等に対する議長からの弔慰金でございます。

節の10、需用費14万7,000円は、議会運営に要する消耗品や議事録作成に要する費用です。

節の11、役務費15万4,000円は、議会時の筆耕翻訳料などでございます。

続いて、第2款、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。

節の1、報酬1,044万7,000円は、特別職及び非常勤職員の報酬でございます。

節の2、給料から節の4、共済費までは派遣職員を含む組合職員5名の人件費等でございます。

節の8、旅費3万円は、事務局職員の出張旅費でございます。

節の9、交際費3万円は、正副管理者、議員等に対する管理者からの弔慰金でございます。

節の10、需用費111万6,000円は、事務用消耗品費、埋火葬許可証等の印刷製本費などでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

節の11、役務費36万8,000円は、電話代、インターネット接続料などの通信運搬費及び公用車の任意保険料などでございます。

節の12、委託料368万4,000円は、インターネット受付システム保守点検業務委託料、町田市への会計事務委託料、地方公会計支援業務委託料など事務局業務の委託料でございます。

節の13、使用料及び賃借料113万1,000円は、複写機やビジネスホンの借上料などでございます。

節の17、備品購入費39万6,000円は、老朽化した業務端末を更新するものでございます。

節の18、負担金補助及び交付金11万5,000円は、都市公平委員会負担金等でございます。

節の24、積立金79万6,000円は、南多摩斎場組合職員退職手当基金条例に基づきまして、職員給料の4%を積み立てるもので、併せて利子も計上しております。

節の26、公課費7,000円は、公用車重量税でございます。

同款、項の2、監査委員費、目の1、監査委員費30万1,000円は、監査委員2名の報酬などでございます。

14ページ、15ページをお開きください。

第3款、衛生費、項の1、保健衛生費、目の1、斎場費でございます。

節の10、需用費1億2,931万3,000円につきましては、消耗品費のほか、火葬炉に使用する灯油代などの燃料費が3,907万9,000円、電気代や水道代などの光熱水費が1,840万円でございます。

また、修繕料6,733万4,000円は、毎年計画的に実施している火葬炉施設に係る修繕費用のほか、施設、設備全体に係る修繕費を計上したものでございます。

節の11、役務費38万2,000円は、待合室カーテン等の洗濯手数料などでございます。

節の12、委託料1億2,118万5,000円は、火葬業務及び火葬棟、待合棟、式場棟の維持管理、運営に係る経費でございます。

主なものでございますが、火葬業務委託料3,524万4,000円、待合室接待業務委託料1,545万9,000円、庭園管理業務委託料1,030万3,000円、清掃業務委託料1,143万5,000円などでございます。

また、説明欄、下から3行目の運行・表示板システム導入業務委託料以下3件につきましては、老朽化し、不具体が多発している現行の表示板システムを入れ替えるためのものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。

節の13、使用料及び賃借料343万6,000円は、先ほどお話しいたしました入れ替える表示板システムの機器借上料等でございます。

第5款、予備費、項の1、予備費、目の1、予備費は100万円を計上させていただきました。

なお、参考資料として、前年度との比較で主な増減科目、理由及び増減額をまとめた「令和3年度(2021年度)南多摩斎場組合会計予算の概要」を添付いたしました。

説明は以上でございます。

○議長(相澤耕太) 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

5番 きりき優議員。

○5番(きりき優) 丁寧なご説明をありがとうございました。

以前の議会の中で、火葬中の待合室に対してお茶の提供を中止しているというお話がありました。そのときは感染症対策でというお話があったと思うんですけども、その後、お茶の提供についてはどのようになったかについて、説明をお願いします。

○議長(相澤耕太) 宮崎事務局長。

○事務局長(宮崎慶三) 今、ご質疑のあったお茶の提供、予算費目と言いますと、衛生費、需用費、消耗品のところになります。提供しないということで継続しております。主な理由として、そもそも最初に出ましたのが、お茶碗を使った後、当然洗うわけですけども、消毒をしているのかというご意見をいただいて、確かに1回1回消毒をしていられないので、そこがリスクとすれば提供を見合わせざるを得ないということで、ポット、お湯の提供とともに、今、取りやめております。

今、緊急事態宣言ですが、少なくとも、ワクチンの接種、集団免疫を獲得して新型コロナの心配がなくなる時点までは続けるようなかなというふうに思っております。

○議長(相澤耕太) 5番 きりき優議員。

○5番(きりき優) 様々なご意見がある中で、対応にもいろいろと苦慮をしながらたくさんの方にご配慮いただいているのかなというふうに感じました。

なぜこの質疑をしているかということ、葬儀にはグリーンケアという側面もあるのかなと。ご遺族に対しての支援といいますか、そういった側面もあるのかと思うんです。

心理学の世界で、リラックスしている状態と緊張状態というのは同時に経験できないというのがあります。たかがお茶かもしれませんけれども、お茶を提供する、お茶を1杯頂くということによって、大切な方を亡くされた喪失感の中で、ご遺族の心が少しリラックスできて、喪失感の緩和につながるという側面もあるのかなというふうに思います。

もちろん、感染症対策という部分もありますので、例えば、紙コップを使うとか、そういった工夫の仕方もあるのかと思いますけれども、ぜひ様々な意見を聞く中で、市民の方のグリーンケア、モーニングケアと

いうところも含めて考慮いただいて、様々な角度からご支援をいただければというふうをお願いして、終わります。

○議長（相澤耕太） 2番 鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次） ちょっと分からないことでありますので教えていただきたいんですが、先ほどの補正予算との関係なんですけれども、令和2年度の全体では約20%近い6,000万円の減額ということになりました。減額の理由をご説明いただいたんですけれども、委託料等の差金が大きなものだったのかなというふうに思っているんですけれども、あと、人件費なんかもあったということなんですけれども、昨年の特異な実情というふうには思えないんです。

今年度も総額では同額程度の予算が組まれています。最終的に負担金、分担金で調整をするということで7,000万円ほど昨年も、昨年度というか、今年度ですけれども、減額をされているというような処置の中で補正で処理されているんですけれども、そういう形が、去年の場合、私はどうだったのかということのちょっと分からないんですけれども、毎年予想されて、こういう予算を組んでおかなければならないということなのか、その辺の関連性を少し分かりやすく説明していただければありがたいと思います。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） なかなか難しい質疑で、簡便にというご悩みますが、非常に分かりにくい答弁かもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

まず、補正のことに触れましたので、議題としては終わっていますが、そこをちょっと触れさせていただきますと、今年度の会計予算の中では、補正減になる大きな要因というものは火葬業務委託、これは受け入れや、それから、実際の火葬、残骨処理、そういったものを包括的に委託するものですが、これがもともと予算計上していたのが単年度で約7,000万円、それが競争入札の結果、3,500万円程度で落札したと。この約3,500万円の差額というのが1つ要因としてございます。

それからもう一つですが、昨年の議会でお話ししましたが、長期修繕計画策定委託、これは南多摩斎場の施設老朽化、火葬炉設備も含めてですけれども、それを診断して、20年、30年後の維持保全を計画的に行うための計画を立てるということで予算計上したものですけれども、これが約1,300万円ぐらい減額になっております。50%以上の減額ということなんです、そ

れは、新型コロナウイルスの関係で企業そのものがリモートワーク中心でなかなか打合せが進まない中で、作業工程を非常に縮小せざるを得なかったという事情でございます。

ですから、今年度は施設の劣化度だけ調査しようということ切り替えた。その2つで大体3,000万円ぐらいの減額になっているということが非常に大きいかと。

ですから、まさに今年度起きた突発的な事項がそうなっていますので、最初から不用額といいますか、補正減を見込んだ予算を立てているということではございません。あくまでもこういった事情で、結果として補正減が出てきてしまったというふうにご理解いただければいいのかなと思います。

○議長（相澤耕太） 2番 鈴木勇次議員。

○2番（鈴木勇次） のみ込めた部分とのみ込めない部分があるんですけれども、契約の際の、ある意味では予定していた金額よりも安い金額で契約ができたということが大きいのかなというふうに思っているところなんですけれども、どの程度の見積りをするかということが問われてくるんだと思うんですけれども、相手のあることですから、その時々契約額で一定のものは用意しておかなければならないということはあるんだとは思っているんですけれども、毎年の契約額が大きく3,500万円とか、そういう形が変わるものなのかどうかということが、ちょっと私は素人的にはなかなか理解をすることができない部分があるんですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

これだけの額を組まなくちゃいけないという要請があるのであれば、前もって、そういう分担金についても各市に要請をするということは当然必要になるわけなんですけれども、より実態に近いものとして予算を組んでいくことが現実にはできないのかどうかということが一番疑問になるところなんです。そこについてはどうなのでしょう。

○議長（相澤耕太） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） なかなか何とお答えしたらいいのか難しいところではあると思うんですが、例えば、火葬業務委託を約半分ぐらいで落札したというのは、従来では考えられなかった事態です。これは競争入札の効果と言ってしまうとそれまでですが、新規参入したところを取ったんですけれども、実際、それ以外の業者の入札額は予定価格すれすれのところでした。

ですから、これは全く想定外ですが、ただ、これは業務をきちんと遂行していただければ全く問題がないわけで、それは経営努力というふうに値するかなど。そういう特殊事情がございまして、もしそれがなければ年間で7,000万円強かかっていたわけですので、私どもとすると、それは7,000万円を計上せざるを得ないという状況がございまして。

それから、あともう一つですけれども、火葬用燃料灯油が今年度の補正でいいますと大体1,300万円ぐらい減額になりましたが、これは前に議会で答弁させていただいたことでもあります。単価をマックスで計上させていただいております。これは実際には、過去の湾岸戦争のときなどは、この金額で行ったんです。燃料用灯油というのは非常に政情に左右されるものです。

そういうこともあって、これは足りないでは済まないの、そこで計上させていただいているということですので、そういう予想外のものが出ましたが、これは、事によると見込みが外れてもっと上がって、さらに負担金をお願いするようなことにもなりかねないので、そこら辺を見て計上させていただいているということでご理解いただければと思います。

○議長（相澤耕太） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第2号議案を採決いたします。本案は原案のとおり決することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○日程第7

行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について

○議長（相澤耕太） 日程第7、行政報告 南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告についてを議題とい

たします。

本件について、管理者から報告を求めます。

宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎慶三） それでは、南多摩斎場ダイオキシン類等調査結果報告について、お手元の資料に基づきましてご説明いたします。

本調査の目的は、火葬に伴い発生する排ガスや集じん灰、残骨灰中のダイオキシン類等の有無を調査し、周辺環境の保全及び職員の健康管理に寄与するために実施するものでございます。

調査対象物及び調査項目は、排ガスにつきましても、ダイオキシン類、ばいじん濃度、塩化水素濃度、硫酸化物濃度、窒素酸化物濃度を、集じん灰、残骨灰につきましても、ダイオキシン類の含有量を調査いたしました。

調査対象炉ですが、当斎場の火葬炉12炉のうち、毎年計画的に2炉について実施しておりますが、今年度は1号炉と8号炉を調査いたしました。

調査日は、2020年11月21日、調査業者は、東京テクリカル・サービル株式会社でございます。

調査結果は下段の表のとおり、ダイオキシン類については、排ガス、残骨灰において指針値・参考値以下となっておりますが、集じん灰につきましても、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則に定めた廃棄物焼却炉に定めた基準値を準用した参考値以上となっております。

集じん灰とは電気集じん機に付着した灰のことで、このことにより有害ガスを大気中に放出させない仕組みとなっております。

排ガスにおけるばいじん、塩化水素、硫酸化物、窒素酸化物の濃度につきましては火葬場における指針値がございませんので、大気汚染防止法の廃棄物焼却炉の規制値を参考値としたものでございますが、その結果、いずれも参考値を下回っております。

先ほど、集じん灰で参考値以上とありましたが、ダイオキシン類が発生するのは、棺の中に入れられる副葬品、特にプラスチック製品が影響していると推測しております。ご利用者の方には、これからも引き続き副葬品の自粛の協力をお願いしまして、ダイオキシン類の発生防止の徹底に努めてまいります。

説明は以上です。

○議長（相澤耕太） 管理者の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤耕太） これをもって質疑を終結いたします。

以上で行政報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって令和3年（2021年）第1回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 相 澤 耕 太

署名議員 渡 辺 し ん じ

署名議員 池 田 英 司